八代市で開業の組合員さまへ

八代市乳幼児医療費取扱いについて

八代市では0歳から6歳(就学前)までの乳幼児を対象に医療費の助成を行っています。 通常、整骨院などでは償還払いでの取り扱いになりますが、八代市郡内の治療所において は、市と契約を結べば、施術所より直接請求ができます。(患者さんは窓口では一部負担 金の支払いをせずにすみます。)

必要な書類や手続きについてのお問合せ先は、下記の通りです。

記

「 必要書類]

- 1. 「八代市乳幼児医療費助成制度に係る協定書(見本)
- 2. 「口座振替依頼書」
- 3. 「八代市乳幼児医療費請求書」

「お問合せ先」

7866-8601

熊本県八代市松江城町1-25 八代市健康福祉部こども未来課 子育て支援係

TEL: 0.965 - 3.3 - 8.721

以上

全国柔整師協会 会務係

TEL: 06-6315-5550

FAX: 06-6315-5560